

川之江地区都市再生整備計画（案）の作成について

建設部都市計画課

計画書作成における基本スタンス

都市再生整備計画事業（都市再構築戦略事業）の採択に向けては、川之江地区まちづくり実施計画において優先的に実施すべきと位置づけられた事業【資料 5】を網羅的に実施することを目指し、国土交通省と協議を重ねている。

交付金制度

当初は「都市再生整備計画事業（交付率 40%）」での実施を有力視していたが、平成 25 年度に既成市街地において持続可能な都市づくりを支援する「地方都市リノベーション事業（交付率 50%）」が創設され、さらに平成 26 年 8 月、都市再生特別措置法の改正により、「地方都市リノベーション事業（交付率 50%）」の後継事業として、中心拠点・周辺部全体として持続可能な都市構造へ再構築を図る「都市再構築戦略事業(交付率 50%)」が創設された。川之江地区まちづくり事業においては、事業採択の可能性、交付率等を総合的に勘案し、当該制度による事業採択を目指している。

調整経過

交付金制度が目まぐるしく変化していくなか、国の指摘等により、川之江地区まちづくり実施計画と現時点の申請内容について調整が生じている。

現時点での調整結果

【計画から削除するもの】

○城山公園

- ・ 他の補助制度があるものは、当該事業では実施不可。
- ・ 国土交通省所管の都市公園事業（交付率 50%）による事業化を目指す。
- ・ H27 事業認可取得、H28 設計～

【事業内容を変更したもの】

○地域交流センター

- ・現駐車場位置に地域交流センター建設、川之江会館解体後、広場整備
- ・防災備蓄倉庫等を備える避難拠点としての位置づけを明確化
- ・川之江ボウル跡地を購入、付帯駐車場を整備
- ・H27 設計、H28～建設、市民文化ホール完成後、川之江会館解体、広場整備

○川之江保育園

- ・国交省より保育園現地建替えでは制度趣旨に沿わないとの指摘（11/13 付）
- ・制度趣旨は郊外に分散する施設の市街地への集約や、明らかな機能向上による市街地への人の誘引
- ・川之江保育園と川之江幼稚園との機能集約による「幼保連携型認定こども園」整備を図る場合は交付対象となるか国交省へ打診中（11/21 付）

○老人憩いの家跡地

- ・川之江体育館の第二駐車場整備は当該事業では実施不可。
- ・施設集約により避難所が減少する中、川之江体育館の防災上の重要性が増す。
- ・隣接する老人憩いの家跡地に防災ベンチ、マンホールトイレ、耐震性貯水槽等の地域防災施設を整備し、防災広場として整備を図る。

【新たに計画に追加するもの】

○破砂子 1 号線（側溝改良、拡幅）

- ・地域交流センター北面の市道、国道 11 号線に接続
- ・地域交流センター整備に併せて拡幅、安心歩行空間の整備

今後の見通し

- ・交付申請作業としては、本案をベースに国交省と調整、本要望へ
- ・本要望後、1 月～3 月末まで細部の調整
- ・調整経過は整備計画推進会議へ報告、意見交換
- ・年度末～新年度当初に事業採択
- ・事業準備作業としては、各事業単位で庁内検討部会を随時開催
- ・検討部会の方向性、成果をまちづくりサポーター会議に報告、意見交換
- ・採択後のスムーズな着手にむけ、主要事業については検討成果を基本構想として取りまとめ